

事務連絡  
令和4年7月20日

各部局等担当者様

大臣官房人事課

新型コロナウイルス感染者数の増加を受けた感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまで「まん延防止等重点措置の終了等に伴う職員の勤務のあり方について」（令和4年3月18日付事務次官通知）に基づく取組を行うよう依頼していたところです。

今般、全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急速に増加しており、国土交通省の職員においても新規感染者数が増加傾向にあります。国土交通省は、ライフライン・インフラ施設の多くを所管し、災害対応も担うなど、我が国の経済・社会活動に対して重大な責務を負っているところであり、各官署における業務継続性が確保されることが必要です。

については、上記の情勢にも鑑み、これまでの感染防止対策を改めて徹底していただくようお願いいたします。

(参考)「まん延防止等重点措置の終了等に伴う職員の勤務のあり方について」(令和4年3月18日付事務次官通知)(抜粋)

1. まん延防止等重点措置区域に所在する官署について  
(略)

2. その他の官署について

- (1) 職場への出勤については、必要な行政機能を維持することを前提として、可能な限りテレワークや時差出勤により、人との接触機会の低減に取り組む。
- (2) 各種会議、打ち合わせ、出張等は、必要性を吟味した上で、実施する場合にも可能な限りWEB会議システム等を活用し、対面で行うものは真に必要なものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間で行う。
- (3) 幹部への説明は、可能な限りWEB会議システム等で対応することとし、対面で行うものは真に必要なものに限定する。
- (4) 懇親会を含め、会食に際しては、食事中以外のマスクの着用、座席の間隔の確保など、感染防止対策に十分留意する。都道府県から飲食店等の利用者に対し要請が行われる場合には、当該要請にしたがって対応する。
- (5) 感染拡大の傾向が見られるとして、都道府県から飲食店等やその利用者に対し以下の内容等の要請が行われる場合には、当該要請にしたがって対応する。
  - ・ 飲食店・カラオケ店について、認証店における対象者全員検査を実施(※2)した会食を除き、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること。
  - ・ 飲食店について営業時間を短縮すること。
- (6) 都道府県をまたぐ移動に際しては、マスクの着用をはじめ、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
- (7) 都道府県から要請等が行われる場合には、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控える。ただし、検査で陰性の者を除く(※3)。

(※2) 都道府県知事が認める場合には、ワクチン・検査パッケージの適用を含む。

なお、ワクチン・検査パッケージは、事業者がワクチン接種歴か陰性の検査結果のいずれかを確認することで行動制限の緩和の適用対象となるのに対して、対象者全員検査は、事業者が陰性の検査結果を確認することで行動制限の緩和の適用対象となる。

(※3) 都道府県知事が認める場合には、ワクチン接種歴がある者についても除く。

3. 全ての官署について(共通)

- (1) 執務室・会議室においては、マスクの着用はもとより、換気を徹底する、隣席との間にアクリル板を設置する、一定の間隔を確保するよう座席の配置を工夫する等、いわゆる「3密」の回避のための措置を複層的に講じる。
- (2) 上記のほか、職場における感染拡大防止については、別添の職場における感染防止対策、人事院及び内閣人事局の関連通知等を踏まえた取組を徹底する。

令和4年3月18日

内部部局  
施設等機関  
特別の機関       の長 殿  
地方支分部局  
外局

国土交通事務次官

### まん延防止等重点措置の終了等に伴う職員の勤務のあり方について

今般、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少傾向にあること等を踏まえ、令和4年3月17日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、3月21日付で特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が終了することとなりました。同対処方針においては、経済社会活動の正常化を図りつつ、引き続き、感染拡大防止のための「新たな日常」に向けた取組を推進し、基本的な感染防止対策を徹底することが求められています。

つきましては、以上を踏まえ、3月22日以降は下記を取組内容を徹底して頂くようお願いいたします。

### 記

1. まん延防止等重点措置区域に所在する官署について
  - (1) 職場への出勤については、必要な行政機能を維持することを前提として、可能な限りテレワークや休暇取得の促進等により出勤者数の削減に取り組むとともに、人との接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。
  - (2) 各種会議、打ち合わせ、出張等は、必要性を吟味した上で、実施する場合にも可能な限りWEB会議システム等を活用し、対面で行うものは真に必要なものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間で行う。
  - (3) 幹部への説明は、可能な限りWEB会議システム等で対応することとし、対面で行うものは真に必要なものに限定する。
  - (4) 懇親会を含め、会食に際しては、食事中以外のマスクの着用、座席の間隔の確保など、感染防止対策に十分留意する。また、都道府県から飲食店等の利用者に対し要請が行われる場合には、当該要請にしたがって対応する。
  - (5) 都道府県から飲食店等やその利用者に対し以下の内容等の要請が行われる場合には、当該要請にしたがって対応する。
    - ・飲食店・カラオケ店について、認証店における対象者全員検査を実施(※1)した会

- 食を除き、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること。  
・飲食店について営業時間を短縮すること。
- (6) 都道府県をまたぐ移動に際しては、マスクの着用をはじめ、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
  - (7) 都道府県から要請等が行われる場合には、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛し、不要不急の帰省や旅行等、都道府県間の移動は極力控える。ただし、これらについて対象者全員検査(※1)を受けた者(※移動については事業者による確認は不要)を除く。

(※1)都道府県知事が認める場合には、ワクチン・検査パッケージの適用を含む。

なお、ワクチン・検査パッケージは、事業者がワクチン接種歴か陰性の検査結果のいずれかを確認することで行動制限の緩和の適用対象となるのに対して、対象者全員検査は、事業者が陰性の検査結果を確認することで行動制限の緩和の適用対象となる。

## 2. その他の官署について

- (1) 職場への出勤については、必要な行政機能を維持することを前提として、可能な限りテレワークや時差出勤により、人との接触機会の低減に取り組む。
- (2) 各種会議、打ち合わせ、出張等は、必要性を吟味した上で、実施する場合にも可能な限りWEB会議システム等を活用し、対面で行うものは真に必要なものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間で行う。
- (3) 幹部への説明は、可能な限りWEB会議システム等で対応することとし、対面で行うものは真に必要なものに限定する。
- (4) 懇親会を含め、会食に際しては、食事中以外のマスクの着用、座席の間隔の確保など、感染防止対策に十分留意する。都道府県から飲食店等の利用者に対し要請が行われる場合には、当該要請にしたがって対応する。
- (5) 感染拡大の傾向が見られるとして、都道府県から飲食店等やその利用者に対し以下の内容等の要請が行われる場合には、当該要請にしたがって対応する。
  - ・飲食店・カラオケ店について、認証店における対象者全員検査を実施(※2)した会食を除き、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること。
  - ・飲食店について営業時間を短縮すること。
- (6) 都道府県をまたぐ移動に際しては、マスクの着用をはじめ、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
- (7) 都道府県から要請等が行われる場合には、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控える。ただし、検査で陰性の者を除く(※3)。

(※2)都道府県知事が認める場合には、ワクチン・検査パッケージの適用を含む。

なお、ワクチン・検査パッケージは、事業者がワクチン接種歴か陰性の検査結果のいずれかを確認することで行動制限の緩和の適用対象となるのに対して、対象者全員検査は、事業者が陰性の検査結果を確認することで行動制限の緩和の適用対象となる。

(※3)都道府県知事が認める場合には、ワクチン接種歴がある者についても除く。

## 3. 全ての官署について（共通）

- (1) 執務室・会議室においては、マスクの着用はもとより、換気を徹底する、隣席との間にアクリル板を設置する、一定の間隔を確保するよう座席の配置を工夫

- する等、いわゆる「3密」の回避のための措置を複層的に講じる。
- (2) 上記のほか、職場における感染拡大防止については、別添の職場における感染防止対策、人事院及び内閣人事局の関連通知等を踏まえた取組を徹底する。

以上

## 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

### 1. 感染拡大防止のための3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）

- ◇人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識すること。
- ◇会話をする際は、可能な限り真正面を避けること。
- ◇普段からマスク（不織布マスクを推奨。）着用や咳エチケットを徹底すること。
- ◇手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと。（手指消毒薬の使用も可）
- ◇電車等の公共交通機関やエレベーター内では、会話は控えめにすること。
- ◇家庭内においても室内の定期的な換気やこまめな手洗い等、家族間での感染防止に留意すること。

### 2. 職場の執務室等における感染拡大防止対策

- ◇執務室・会議室では、定期的に換気をする。（窓が開く場合には1時間に2回程度）
- ◇職員が共用する物品・機器等（例：電話、コピー、テーブル等）は、こまめに消毒、又は使用前後に手指消毒を行うこと。また、冷蔵庫内の共用飲料等は使用しないこと。
- ◇打合せを行うにあたっては十分な間隔を確保する、隣席との間にアクリル板等の設置、一定の間隔を確保した座席配置などの工夫をすること。
- ◇休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”での対策・呼びかけに取り組むこと。
- ◇食事の時間を分散し、できるだけ離れて個人で食事をする、マスクなしで会話をしないこと。
- ◇昼休み等の歯磨きは時間をずらし三密を避ける、廊下や給湯室での歯磨きはしないこと。

### 3. 職員の健康状態の把握

- ◇毎朝夜の検温をはじめ、体調の変化を把握することに努め、発熱、咳、頭痛、倦怠感等の風邪症状がある場合には、出勤しない・出勤させないことを徹底すること。
- ◇夜発熱があり、朝症状改善した場合でも、少なくとも当日は在宅するなど、健康観察をした上で、なお、体調が不安定な場合は、引き続き在宅する・させること。
- ◇所属職員の健康状態は個人任せでなく、組織としても把握に努めること。

### 4. 感染疑いの職員が判明した場合（PCR検査等の受検時）の対応

- ◇発熱等の症状があり、医療機関を受診しPCR検査等を受検することとなった職員が判明した場合には、当該職員の発症日から2週間前以降の出勤状況、行動歴等を確認し、発症日の2日前以降に当該職員と濃厚接触の疑いのある職員については、可能な限り検査結果が判明するまでは在宅勤務等を指示すること。
- ◇PCR検査等を受検することとなった当該職員の業務スペースや共用物等について、予防的な消毒を実施すること。
- ◇令和3年10月26日付け国官福第465号「新型コロナウイルスの感染者等に係る報告について」及び同日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染者等に係る報告について」に基づき、福

利厚生課（厚生安全担当）に報告すること。

## 5. 職員の感染が判明した場合の対応

- ◇感染が判明した職員は、医療機関等の指示に従い入院治療、宿泊施設若しくは自宅での療養が指示されるが、無症状で自宅療養となった場合においても療養に専念させることとし、業務命令等、仕事をさせないこと。
- ◇感染が判明した職員と同じ執務室で勤務する他の職員の体調を速やかに把握し、新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状（※）がある職員がいれば速やかに帰宅するよう指示すること。
- ◇職場を管轄する保健所に速やかに報告し、保健所の指示に従うとともに保健所の調査に協力すること。
- ◇保健所の調査（濃厚接触者調査）開始までに時間を要するケースもあることから、感染が判明した職員と濃厚接触の疑いのある職員については、保健所の調査結果が判明するまで、在宅勤務を指示すること。
- ◇令和3年10月26日付け国官福第465号「新型コロナウイルスの感染者等に係る報告について」及び同日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染者等に係る報告について」に基づき、福利厚生課（厚生安全担当）に速やかに報告すること。

（※）新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状は、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛などの風邪に近い症状のほか、下痢、嘔気・嘔吐、味覚障害、嗅覚障害など。

## 6. 濃厚接触者と特定された職員への対応

- ◇保健所から濃厚接触者として特定された職員に対し、保健所の指示に従い、健康状態に注意を払い、保健所から指示された期間※（以下「隔離期間」という。）は、自宅待機（在宅勤務等）を指示すること（検査結果が陰性だった場合も同様）。
- ※ 隔離期間は感染者との最終接触日から原則「14日間」とされているが、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和4年2月2日一部改正）によれば、保健所を管轄する自治体が、オミクロン株の流行に応じた対応を行うこととしている場合にあっては、自治体の判断で「7日間」に短縮すること等が可能となっている。
- 例）感染者との最終接触日が2月1日であって保健所から7日間の隔離期間が指示された場合の健康観察終了日は2月8日
- ◇感染者との同居者は原則として濃厚接触者に該当する。また、感染者の隔離状況により自宅待機期間が変更される場合があるので、保健所の指示に従うこと。

（注）「濃厚接触者」の定義は、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所感染症疫学センター 令和3年11月29日版）」を参照

## 7. 感染者との接触があり濃厚接触の疑いのある職員と特定された職員への対応

- ◇職場で新規感染者が判明し、保健所による積極的疫学調査（濃厚接触者調査）が実施されない場合は、当該感染者の所属する部局において、感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）2日前以降の行動歴等を申告させるとともに、上司・同僚等から聞き取りを行い、部局内に周知する

などにより、職場において当該感染者と濃厚接触の疑いのある職員（別紙「濃厚接触の疑いのある職員」の目安を参考）を把握し、特定すること。

濃厚接触の疑いのある職員として特定した場合には、当該職員に対し、「6.」に記載の隔離期間に準じて自宅待機（在宅勤務等）を指示すること（検査結果が陰性だった場合も同様）。

◇濃厚接触の疑いのある職員と特定された職員が、感染者との接触日以降、新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状がある場合には、直ちに、身近な医療機関や発熱相談センター等に相談するよう指示すること。

## 8. 濃厚接触者及び濃厚接触の疑いのある職員と特定された職員以外について

◇感染者と同一の執務室に勤務する職員等、感染者と比較的近距离で過ごしたと考えられる範囲の職員のうち、濃厚接触者及び濃厚接触疑いのある職員と特定された職員以外の職員については、朝夕2回の検温など健康観察を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状を発症した場合には、速やかに、身近な医療機関や発熱相談センター等に相談するよう指示すること。

## 9. 新型コロナウイルス感染症に関する自費検査について

◇新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状がある場合は、身近な医療機関や発熱相談センター等に相談するよう指導すること。

◇社会活動を行うため希望によりPCR等検査を受ける場合は、検査費用は原則、自己負担であること、検査機関によっては、検査を行いその結果を通知するのみで、医師の診断を伴わない機関もあること、検査結果が陰性であっても医師により感染していないと診断されない限りは、感染していないとはいえないことなど、自費検査を利用するに当たっての留意事項に十分注意すること。

◇医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合、自分で身近な医療機関や発熱相談センター等に相談する必要がある、相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合がある。

◇検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があることから、感染者との接触があつて検査する場合は、検査する時期に注意すること。

## 10. 退院又は療養終了後（隔離解除後）の職場復帰

◇感染者の職場への実働出勤に関しては、保健所等による隔離解除後、体調に問題なければ職場復帰（出勤）可能とする。

◇令和3年10月26日付け国官福第465号「新型コロナウイルスの感染者等に係る報告について」及び同日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染者等に係る報告について」に基づき、福利厚生課（厚生安全担当）に速やかに報告すること。

（参考）

・新型コロナウイルス感染症についての「相談・受診の目安について」（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

・新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html)

### 「濃厚接触の疑いのある職員」の目安

「濃厚接触の疑いのある職員」とは、感染者が発病した2日前以降、最終出勤日までの間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者とする。

なお、感染者が無症状の場合には、検体採取日の2日前以降、最終出勤日までの間に接触した者とする。

新型コロナウイルス感染症の感染者と

○手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な予防策（マスク（不織布マスクを推奨。）等）なしで15分以上の接触があった者

（例）

- ・マスクを着用することなく、向き合って話をした。
- ・パーティションが設置されていない同じテーブルで食事をしながら話をした。
- ・手で触れるなどの直接の接触があった。

○同居（共通エリアをシェアする寄宿舍などを含む）の者

○長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

（例）

- ・長時間（目安として1時間以上）、換気の悪い室内または車内で一緒に過ごした。（飲み会、カラオケボックス、密室での打ち合わせ等）

○気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

※積極的疫学調査における「濃厚接触者」の特定は、保健所が行う。濃厚接触者の定義は、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所感染症疫学センター 令和3年11月29日版）」を参照

※次のような場合は濃厚接触者には当たらないが、感染リスクがゼロではないため、体調を確認し、感染を疑う症状（※）がある場合には、自宅待機（在宅勤務等）及び身近な医療機関や発熱相談センター等に相談するよう指導すること。

○双方がマスクを着用していたが、近接して作業した場合

○双方がマスクを着用していても、1メートル以内で向かい合って1時間以上ディスカッションした場合

※新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛などの風邪に近い症状のほか、下痢、嘔気・嘔吐、味覚障害、嗅覚障害など

東京都における「リバウンド警戒期間」終了に伴う当局のコロナ対応について

令和4年3月17日の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受け、翌18日に発出された次官通知には変更はありませんので、引き続きこれに基づき適切に対応するようお願いいたします。

なお、東京都において、5月22日で「リバウンド警戒期間」が終了したことを踏まえ、当局の対応を以下のように変更します。

- ① 職場への出勤については、これまで交互出勤等適正な体制の構築を求めてきましたが、今後は、次官通知において「必要な行政機能を維持することを前提として、可能な限りテレワークや時差出勤により、人との接触機会の低減に取り組む」とされていることを踏まえ、各課室において適切に対応して下さい。なお、これに伴いコロナ対応としての勤務体制表の作成は求めませんが、テレワークや時差出勤については、業務マネジメントの観点から、適切な管理をお願いします。
- ② 各種会議、打ち合わせ、出張等は、これまでどおり、必要性を吟味した上で、実施する場合にも可能な限りWEB会議システムを活用し、対面で行うものは真に必要なものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間で行う旨が求められています。  
なお、東京都では、5月23日以降、都民に対し、「混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること」等は求めています。これまでのような都道府県をまたぐ移動の際の特別な協力は求められていません。  
局長、次長への説明についても、国会答弁の説明も含め、オンラインでの実施が浸透してきており、引き続きその推進を図ってください。
- ③ 懇親会を含め、会食に際しては、都道府県から飲食店等の利用者に対し要請が行われる場合には、当該要請にしたがって対応する旨が求められています。

なお、東京都では、5月23日以降、以下のような協力依頼を行っています。

(都民向け)

- ・会食は、感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクを着用すること

(飲食店向け)

- 「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、店頭に掲示している店舗の場合  
(これまでのような人数・時間等の制限なし)
- 上記以外の店舗 (これまでと変更なし)

- ・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内、滞在時間は2時間以内
- ・ 酒類の提供・持込は、11時から21時まで

④ 課室員にPCR検査を受けた人を確認した場合には、職場において感染を拡大させないことが重要であるため、これまでどおり、特に以下の点に気を付けて下さい。

- ・ 濃厚接触疑い者には該当しなくても、近接して会話や作業をしていた者については、双方がマスクを着用していた場合であっても、すぐに在宅勤務に切り替え、PCR検査を受けた人の結果が陰性と判明するまで出勤しない
- ・ PCR検査を受けた人は、陰性との結果が出た後でもすぐには出勤しない（保健所又は医療機関に自ら確認し、その指示に従うこと）

※ なお、上記PCR検査は、発熱や咳などの症状がある場合や、濃厚接触者となった場合に、保健所や医療機関において実施する行政検査を指します。無症状など上記に該当しない場合に実施する自費検査（無料を含む。）の場合はこれに含みませんが、自費検査で陽性と判明された場合は、速やかに課の総務担当に報告するとともに、医療機関で受診してください。

なお、ワクチン接種を完了した者であっても、適切に対応するようにしてください。  
また、ワクチン接種翌日における休暇取得についても特段のご配慮をお願いします。